

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 深谷嵐山線
- 三 道路の区域

新	旧	新旧別
同市田中宇新堀六〇四番一地先まで	深谷市田中宇新堀五八三番地先から	区 間
一四・六七〇 二五・一〇	八・六七〇 二五・一〇	敷地の幅員 (メートル)
二五四・五四		延長 (メートル)
道路改築工事である。		備考